

# 第4章

## 参 考

## ■熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例

(平成26年熊本県条例第48号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人の県民税に関する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法第37条の2第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「指定」とは、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第37条の2第12項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに設立の年月日

(2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次の各号（当該特定非営利活動法人が知事所轄法人（法第9条の所轄庁が知事である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第4号から第8号までを除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下この条及び次条において同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第12条第2項第1号において同じ。）

(2) 次条各号に掲げる基準に適合する旨及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（前号及び第4号から第8号までに掲げる書類を除く。）

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- (4) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（法第 27 条第 3 号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録
  - (5) 実績判定期間において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての実績判定期間内の日を含む各事業年度における報酬の有無を記載した名簿
  - (6) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）又は居所を記載した書面
  - (7) 役員名簿（法第 10 条第 1 項第 2 号イに規定する役員名簿をいう。第 10 条第 4 項及び第 14 条第 4 号において同じ。）
  - (8) 定款等（法第 28 条第 2 項に規定する定款等をいう。第 10 条第 4 項及び第 14 条第 5 号において同じ。）
- 3 前項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までの「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（指定を受けなかったことがない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（指定のために必要な手続を行う基準）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を有していること。
- (2) 実績判定期間（前条第 3 項に規定する実績判定期間をいう。以下この条において同じ。）内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における県内の同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下この号において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が規則で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該特定非営利活動法人の役員又は当該役員と生計を一にする者である当該同一の者を除く。以下この号及び次号において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を 1 人とみなした数）の合計数に 12 を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。
- (3) 特定非営利活動（法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動をいう。以下この条、第 9 条第 2 項及び第 19 条第 1 項において同じ。）に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

- ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで参加した個人で、県内に住所を有するもの（氏名及び住所が明らかなものに限り、当該特定非営利活動法人の社員その他の構成員又は判定基準寄附者であるものを除く。）の数の合計数に12を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。
- イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数の合計数に12を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。
- ウ 前条第1項の申出書を提出した日前1年以内に特定非営利活動を支援する旨の申出をした個人で、県内に住所を有するもの（当該特定非営利活動法人の社員その他の構成員若しくは判定基準寄附者又はこれらの者と生計を一にする者であるものを除く。）の数が規則で定める数以上であること。
- (4) インターネットの利用その他の方法により、社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類する者として規則で定める者（当該特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。次号において「社員等」という。）以外の者に事業活動及び収支状況を公開していること。
- (5) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。
- ア 社員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下この号及び第12条第2項第3号において「資産の譲渡等」という。）、社員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が社員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）
- イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（社員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び社員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- （ア） 社員等
- （イ） 特定の団体の構成員
- （ウ） 特定の職域に属する者
- ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- (6) 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

- (ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者
  - (イ) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者
  - イ 社員の表決権が平等であること。
  - ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
  - エ 支出した金銭に用途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。
- (7) 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 次に掲げる活動を行っていないこと。
    - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
    - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この(ウ)において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - イ 社員その他の構成員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えていないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。
  - ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。
  - エ 実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- (8) 法第29条の規定により事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）を提出していること。
- (9) 法令若しくは条例（以下この号、第6条第3号及び第17条第1項において「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽り

その他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(10) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(11) 実績判定期間において、第6号、第7号ア及びイ、第8号並びに第9号に掲げる基準に適合していること。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第5条 前2条に定めるもののほか、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人であって、当該提出した日の属する事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第6条 第4条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 控除対象特定非営利活動法人が第20条第1項第2号、第6号若しくは第7号又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪又は暴力行為号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（第6号において「暴力団の構成員等」という。）

(2) 第20条第1項第2号、第6号若しくは第7号又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(指定の通知等)

第7条 知事は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないこととしたとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し速やかに書面により通知するものとする。

(名称等の使用制限)

第8条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の有効期間及びその更新の申出)

第9条 指定の有効期間は、当該指定の効力を生じた日から起算して5年とする。

2 指定の有効期間の満了後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、指定の更新を受けなければならない。

3 前項の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

- 4 第2項の指定の更新を受けようとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（第20条において「更新申出期間」という。）内に、知事に対し、当該更新の申出をしなければならない。
- 5 第3条、第4条（第10号を除く。）及び第5条から第7条までの規定は、前項の申出について準用する。

（役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧）

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったとき、その役員の名若しくは住所若しくは居所に変更があったとき、又は定款の変更（名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く。）をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合は、当該届出が、その役員の名又は住所若しくは居所の変更に係るものにあつては法第23条第1項の規定による届出をもって、定款の変更に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請（知事の認証を受けている場合に限る。）又は同条第6項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人でない場合は、当該届出が、事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴うものに限る。）に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請（知事の認証を受けている場合に限る。）をもって、第1項の規定による届出に代えることができる。

4 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、県内の事務所において、これらの書類を閲覧させなければならない。

（名称等の変更の届出等）

第11条 控除対象特定非営利活動法人は、名称又は主たる事務所の所在地に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（次項又は第4項の規定により当該届出に代える申請又は届出を含む。第14条第6号において同じ。）があつた場合は、指定の変更のために必要な手続を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合は、当該届出が、名称の変更に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請（知事の認証を受けている場合に限る。）をもって、県内の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）に係るものにあつては同条第6項の規定による届出をもって、第1項の規定による届出に代えることができる。



- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人でない場合は、当該届出が、県内の事務所の所在地の変更(所轄庁の変更を伴うものに限る。)に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請(知事の認証を受けている場合に限る。)をもって、第1項の規定による届出に代えることができる。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧)

第12条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、知事に提出した第3条第2項第2号から第6号までに掲げる書類(当該控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合にあつては第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類)を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の寄附者名簿

- (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

- (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類

- (4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める書類

- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 4 控除対象特定非営利活動法人は、知事に提出した第3条第2項第2号から第6号まで(これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる書類、第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これらの書類を県内の事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(以下この項及び次条において「役員報酬規程等」という。)及び事業報告書等(当該控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合にあつては、役員報酬規程等)を知事に提出しなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、前条第3項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた次に掲げる書類(第3号、第7号及び第8号に掲げる書類にあっては、過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

- (1) 第3条第1項(第9条第5項において準用する場合を含む。)の申出書
- (2) 第3条第2項第2号から第6号まで(これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる書類
- (3) 事業報告書等
- (4) 役員名簿
- (5) 定款等
- (6) 第11条第1項の規定による届出に係る書類
- (7) 役員報酬規程等
- (8) 第12条第3項の書類

(解散の届出)

第15条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合又は次条第1項に規定する合併により解散した場合は、この限りでない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第16条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、法第34条第3項の認証の申請後遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第3条、第4条(第10号を除く。)、第6条及び第12条第1項の規定は、前項の規定による届出(控除対象特定非営利活動法人が合併後存続する場合に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第17条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な範囲において当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について、当該検査により第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第18条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第20条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項の勧告を書面により行うよう努めなければならない。
- 4 知事は、第1項の勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、前項の規定による命令を書面により行うよう努めなければならない。
- 6 知事は、第4項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

（その他の事業の停止）

第 19 条 知事は、法第 5 条第 1 項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同条第 1 項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第 20 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 控除対象特定非営利活動法人が第 4 条第 1 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人が第 6 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (3) 控除対象特定非営利活動法人が更新申出期間内に、第 9 条第 4 項の申出をしなかったとき。
- (4) 控除対象特定非営利活動法人が第 9 条第 4 項の申出をした場合において、当該控除対象特定非営利活動法人が同条第 5 項において準用する第 4 条各号（第 1 号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。
- (5) 控除対象特定非営利活動法人が第 16 条第 1 項の規定により届け出た場合（控除対象特定非営利活動法人が合併後存続する場合に限る。）において、合併後存続する特定非営利活動法人が同条第 2 項において準用する第 4 条各号（第 1 号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。
- (6) 正当な理由がなく、控除対象特定非営利活動法人が第 18 条第 4 項又は前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。
- (7) 控除対象特定非営利活動法人が偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (8) 控除対象特定非営利活動法人が指定の取消しを申し出たとき。
- (9) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 法第 29 条の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が事業報告書等の提出を怠ったとき。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人が第 4 条第 6 号、第 7 号ア若しくはイ又は第 9 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

- (3) 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (4) 第 10 条第 4 項又は第 12 条第 4 項の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
  - (5) 第 12 条第 1 項（第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 2 項又は第 3 項の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
  - (6) 第 13 条の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類の提出を怠ったとき。
  - (7) 控除対象特定非営利活動法人が、第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 知事は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人（当該特定非営利活動法人が解散している場合にあつては、その清算人）に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。

（協力依頼）

第 21 条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（委任）

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

---

## ■熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則（平成 26 年熊本県規則第 35 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成 26 年熊本県条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申出）

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第12項の規定による申出は、控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書（別記第1号様式）を知事に提出してしなければならない。

2 条例第3条第1項の申出書には、同条第2項各号（当該特定非営利活動法人が同項に規定する知事所轄法人である場合にあっては、第4号から第8号までを除く。）に掲げる書類正副2通を添付しなければならない。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項等）

第3条 条例第4条第2号に規定する規則で定める事項は、寄附者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）とする。

2 条例第4条第2号に規定する規則で定める額は、3,000円とする。

3 条例第4条第2号に規定する規則で定める数は、50とする。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第4条 条例第4条第2号並びに第3号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（特定非営利活動の実績に関する基準に係る要件）

第5条 条例第4条第3号アに規定する規則で定める数は、50とする。

2 条例第4条第3号イに規定する規則で定める数は、1とする。

3 条例第4条第3号ウに規定する規則で定める数は、50とする。

（会員又はこれに類する者）

第6条 条例第4条第4号に規定する会員又はこれに類する者（以下この条において「会員等」という。）として規則で定める者は、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（同条第5号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該特定非営利活動法人の帳簿又は書類に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するものとする。

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第7条 条例第4条第4号に規定する当該特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方である者であって、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

（事業活動のうちその対象が社員等である活動等の占める割合）

第8条 条例第4条第5号に規定する規則で定める割合は、実績判定期間（条例第3条第3項に規定する実績判定期間をいう。第19条及び第29条において同じ。）において、当該特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（その対象が社員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第9条 条例第4条第5号アに規定する規則で定める活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 当該特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常に対価の額のおおむね100分の10に相当する額以下の額及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用のうちその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下の額を社員等（条例第4条第4号に規定する社員等をいう。以下この条において同じ。）から得て行うもの

(2) 当該特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を社員等が当該特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、当該額と当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下の額及び付随費用の実費相当額以下の額をその対価として社員等から得て行うもの

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号及び第22条第2号において「法」という。）別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその社員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である社員等又は法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人である社員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第10条 条例第4条第5号イに規定する規則で定める活動は、前条第3号に掲げる活動とする。

（特定の者の数の役員の数に占める割合の基準の適合に関する判定）

第11条 条例第4条第6号アに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（役員との特殊の関係）

第12条 条例第4条第6号（ア）に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係

(2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係

(3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係

(特定の法人との関係)

第13条 条例第4条第6号ア(イ)に規定する規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及び当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は、当該他の法人の発行済株式等の総数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第14条 条例第4条第6号ア(イ)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係

(2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員又は使用人である者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係

(3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第15条 条例第4条第6号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第16条 条例第4条第6号エに規定する規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理で、その支出した金銭の用途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正なものとする。

(社員その他の構成員又は寄附者等との特殊の関係)

第17条 条例第4条第7号イに規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係



(2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該社員その他の構成員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係

(3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第18条 条例第4条第7号イに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 社員その他の構成員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの社員その他の構成員に対する報酬又は給与(以下この条において「報酬等」という。)の支給の状況等に照らして当該社員その他の構成員に対する報酬等の支給として過大と認められる報酬等の支給を行っていないことその他社員その他の構成員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係にある者(以下この条及び第24条第1項第1号イにおいて「社員その他の関係者」という。)に対し報酬等の支給に関して特別の利益を与えていないこと。

(2) 社員その他の関係者又は社員その他の関係者が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行っていないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えていないこと。

(3) 社員その他の関係者に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えていないこと。

(4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第7号ア(ア)から(ウ)までに掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行っていないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第19条 条例第4条第7号ウに規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第20条 条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人であって、当該提出した日の属する事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第3項中「の末日」とあるの

は「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第10号中「その設立の日」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第2号、第3号ア及びイ、第5号、第7号ウ及びエ並びに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第4条第2号、第3号ア及びイ、第5号並びに第7号ウ及びエに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第4条第11号に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人であつて当該提出した日の属する事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「条例第3条第1項の申出書を提出した日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項及び前項各号中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と読み替えるものとする。

(指定の更新の申出)

第21条 条例第9条第4項に規定する規則で定める期間は、指定の有効期間の満了の日の9月前から6月前までの期間とする。

2 条例第9条第4項の申出は、控除対象特定非営利活動法人の指定の更新の申出書（別記第2号様式）を知事に提出してしなければならない。

3 第2条第2項及び第3条から前条までの規定は、条例第9条第5項において条例第3条（第1項を除く。）、第4条（第10号を除く。）及び第5条から第7条までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第1項中「と、条例第4条第10号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「と」と、同条第3項中「条例第3条第1項」とあるのは「条例第9条第5項において準用する条例第3条第1項」と読み替えるものとする。

(役員の変更等の届出等)

第 22 条 控除対象特定非営利活動法人（条例第 2 条第 1 項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、条例第 10 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類正副 2 通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 代表者の氏名の変更又は役員の名若しくは住所若しくは居所に変更があった場合 変更後の役員名簿（代表者又は役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）にあつては、当該代表者又は役員が条例第 6 条第 1 号のアからカまでのいずれにも該当していない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿）

(2) 定款の変更をした場合 変更後の定款が条例第 6 条第 3 号に該当していない旨を説明する書類、変更後の定款及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

ア 定款の変更が登記事項に係る変更である場合 登記事項証明書、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

イ アに掲げる場合以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

（名称等の変更の届出等）

第 23 条 控除対象特定非営利活動法人は、条例第 11 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書類正副 2 通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

(2) 変更後の定款

(3) 登記事項証明書

（控除対象特定非営利活動法人がその事務所に毎事業年度作成すべき書類）

第 24 条 条例第 12 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引

イ 社員その他の関係者との取引

- (2) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (3) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日

2 条例第12条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第6号（イを除く。）、第7号ア及びイ並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

（助成金の支給の実績に関する記録簿等の備置き）

第25条 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、助成金の支給の実績に関する記録簿（別記第4号様式）を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第26条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書（別記第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第13条第1項の規定により提出する書類には、副本1通を添えるものとする。
- 3 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書（別記第7号様式）を知事に提出して行うものとする。
- 4 条例第13条第2項の規定により提出する書類には、副本1通を添えるものとする。

（役員報酬規程等の公開）

第27条 知事は、条例第14条の規定による閲覧又は謄写を、知事が定める場所において行わせるものとする。

（解散の届出）

第28条 解散した控除対象特定非営利活動法人の清算人は、条例第15条の規定による届出をしようとするときは、控除対象特定非営利活動法人解散届出書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（合併の届出）

第29条 控除対象特定非営利活動法人は、条例第16条第1項の規定による届出をしようとするときは、合併認証申請届出書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（控除対象特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等）

第30条 条例第16条第2項の規定により条例第3条、第4条（第10号を除く。）、第6条及び第12条第1項の規定を準用する場合には、条例第3条第3項中「指定を受けようとする特定非営利活動法人」とあるのは「第16条第1項の規定による

届出をした控除対象特定非営利活動法人」と、「5年（指定を受けたことがない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）」とあるのは「2年」と、「各事業年度」とあるのは「当該控除対象特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条中「前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が」とあるのは「第16条第1項の規定による届出をした控除対象特定非営利活動法人（合併後存続するものに限る。）」と、「当該特定非営利活動法人」とあるのは「当該控除対象特定非営利活動法人」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と、条例第6条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する控除対象特定非営利活動法人」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と読み替えるものとする。

2 条例第16条第2項の規定により条例第3条第3項の実績判定期間に関する規定を準用する場合において、控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人の実績判定期間につき条例第16条第2項において準用する条例第4条第2号、第3号ア及びイ並びに第5号から第9号までに掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第16条第2項において準用する条例第4条第2号、第3号ア及びイ、第5号、第6号並びに第7号ウ及びエに掲げる基準 控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第16条第2項において準用する条例第4条第7号ア及びイ、第8号並びに第9号に掲げる基準 控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(合併の届出に関する規定の準用)

第31条 第2条第2項及び第3条から第19条までの規定は、条例第16条第2項の規定において条例第3条、第4条（第10号を除く。）、第6条及び第12条第1項の規定を準用する場合について準用する。

(職員の身分を示す証明書の様式)

第32条 条例第17条第6項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、別記第11号様式によるものとする。

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## ■特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(1) 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（その他の事業）

第5条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

（所轄庁）

第9条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

（設立の認証）

第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

(1) 定款

(2) 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

(3) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(4) 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(5) 設立趣意書

(6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

(7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

(8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

（定款の変更）

第25条 （略）

2 （略）

3 定款の変更（第11条第1項第1号から第3号まで、第4号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第5号、第6号（役員の数に係るものを除く。）、第7号、第11号、第12号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第13号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

5 （略）

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（会計の原則）

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(1) 削除

(2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(3) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第1項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(合併手続)

第34条 (略)

- 2 (略)

- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

---

## ■地方税法（昭和25年法律第226号）（抜粋）

(寄附金税額控除)

第37条の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えると



きは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2～11 (略)

12 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

---

## ■最低賃金法（昭和34年法律第137号）（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

---

## ■法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）（抜粋）

（青色申告法人の決算）

第53条 法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第54条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表20に定

めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)

第55条 青色申告法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 青色申告法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(たな卸表の作成)

第56条 青色申告法人は、各事業年度終了の日において、商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他これらの資産に準ずる資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行ない、その事績を明りように記録しなければならない。

2 前項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、たな卸資産に付すべき単価は、令第28条（たな卸資産の評価の方法）に規定する評価の方法又は令第28条の2（たな卸資産の特別な評価の方法）の規定により税務署長の承認を受けた評価の方法のうち当該内国法人が選定した評価の方法（令第30条（たな卸資産の評価の方法の変更手続）の規定により評価の方法の変更につき税務署長の承認を受けた場合にはその承認を受けた方法とし、令第31条第1項（たな卸資産の法定評価方法）の規定の適用を受ける法人については、そのよるべきものとして定められた方法とする。）により計算した価額を記載するものとする。

(貸借対照表及び損益計算書)

第57条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表2-1に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

(帳簿書類の記載事項等の省略)

第58条 青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定により難しいときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。

(帳簿書類の整理保存)

第59条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から7年間、これを納税地（第3号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

(1) 第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該青色申告法人（次項に規定するものを除く。）の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

(2) 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

(3) 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月（法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には2月にその延長に係る月数の期間を加えた期間とし、清算中の内国法人について残余財産が確定した場合には1月とする。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日をいう。

3 第1項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。

(1) 第1項第3号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの 前項に規定する起算日以後3年を経過した日から当該起算日以後5年を経過する日までの期間 財務大臣の定める方法

(2) 第1項各号に掲げる帳簿書類 前項に規定する起算日から5年を経過した日以後の期間 財務大臣の定める方法

4 前項の表の第1号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第1項第3号に掲げる書類のうち、別表20に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。

5 国税庁長官は、第3項の表の第1号の規定により書類を定めたときは、これを告示する。

6 財務大臣は、第3項の表の各号の規定により方法を定めたときは、これを告示する。

---

## ■刑法（明治40年法律第45号）（抜粋）

（傷害）

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（現場助勢）

第206条 前2条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（暴行）

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第208条の2 2人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、3年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(背任)

第247条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

---

## ■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） （抜粋）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

<MEMO>



くまもと  
サプライズ

**熊本県環境生活部県民生活局  
男女参画・協働推進課**

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2286(直通)

FAX 096-387-3940